

# 高齢者虐待防止に関する指針

株式会社ショーメゾン  
ソレイユ燐燐

## 1 施設における虐待の防止に関する基本的考え方

高齢者虐待は人権侵害であり、犯罪行為という認識の下、高齢者虐待防止法の理念に基づき、高齢者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、権利利益の養護に資することを目的に、高齢者虐待の防止とともに高齢者虐待の早期発見・早期対応に努め、高齢者虐待に該当する次の行為をいずれも行わない。

区分	具体的な例
I 身体的虐待	① 暴力的行為 ② 本人の利益にならない強制的行為 ③ 代替方法を検討せず乱暴に扱う行為
II 介護、世話の放棄・放任	① 必要な介護や世話を怠り生活環境、身体・精神状態を悪化させる行為 ② 身体状況に応じた治療や介護を怠り、医学的診断を無視した行為
III 心理的虐待	① 威嚇的、侮辱的発言や態度 ② 本人や家族について存在や行為を否定、無視するような発言、態度 ③ 本人の意欲や自立心を低下させる発言や行為 ④ 心理的に不当に孤立させる行為
IV 性的虐待	① 本人との間で合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為や態度
V 経済的虐待	① 本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること

## 2 高齢者虐待防止委員会その他施設内の組織に関する事項

当施設では、虐待等の発生の防止等に取り組むにあたって「高齢者虐待防止委員会」を設置します。本委員会の運営責任者は当施設の施設長または事業所長とする。

### ①設置の目的

虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討するとともに、虐待防止に関する措置を適切に実施することを目的とします。

### ②高齢者虐待防止委員会の構成委員

- ・ 施設長
- ・ 管理者
- ・ 生活相談員

- ・ サービス提供責任者
- ・ その他必要に応じ委員を指名する。

#### ③高齢者虐待防止委員会の開催

委員会は、年2回以上開催します。

虐待事案発生時等、必要な際は、隨時委員会を開催します。

#### ④高齢者虐待防止委員会の役割

- ア) 虐待に対する基本理念、行動規範等及び職員への周知に関するこ
- イ) 虐待防止のための指針、マニュアル等の整備に関するこ
- ウ) 職員の人権意識を高めるための研修計画に関するこ
- エ) 虐待予防、早期発見に向けた取組に関するこ
- オ) 虐待が発生した場合の対応に関するこ
- カ) 虐待の原因分析と再発防止策に関するこ

#### ⑤高齢者虐待防止の担当者の選任

年間を通して対応する高齢者虐待防止の担当者を選任します

### 3 高齢者虐待防止のための職員研修に関する基本方針

職員に対する権利擁護及び高齢者虐待防止のための研修は、基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、権利擁護及び虐待防止を徹底する内容とし、以下のとおり実施します。

- ①定期的な研修の実施（年2回以上）
- ②新任職員への研修の実施
- ③その他必要な教育・研修の実施
- ④実施した研修についての実施内容（研修資料）及び出席者の記録と保管

### 4 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

- ①虐待等が発生した場合は、速やかに市町村に報告するとともに、その要因の速やかな除去に努めます。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員であった場合は、役職位等の如何を問わず、厳正に対処します。
- ②緊急性の高い事案の場合は、行政機関及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を最優先します。

### 5 虐待等が発生した場合の相談報告体制

- ① 入居者、入居者家族、職員等から虐待の通報を受けた場合は、本指針に従って対応することとします。相談窓口は、2⑤で定められた高齢者虐待防止担当者とします。
- ② 虐待者が担当者であった場合は当該施設長または系列の施設長に相談する。
- ③ 事業所内で虐待等が疑われる場合は、高齢者虐待防止担当者に報告し、速やかな解

決につなげるよう努めます。

- ④ 事業所内における高齢者虐待は、外部から把握しにくいことが特徴的であることを認識し、職員は日頃から虐待の早期発見に努めるとともに、高齢者虐待防止委員会及び担当者は職員に対し早期発見に努めるよう促します。
- ⑤ 事業所内において虐待が疑われる事案が発生した場合は、速やかに高齢者虐待防止委員会を開催し、事実関係を確認するとともに、必要に応じて関係機関に通報します。

## 6 成年後見制度の利用支援に関する事項

入居者及びその家族に対して、利用可能な権利擁護事業等の情報を提供し、必要に応じて、行政機関等の関係窓口、身元引受人等と連携のうえ、成年後見制度の利用を支援します。

## 7 虐待等に係る苦情解決方法

- ①虐待等の苦情相談については、苦情受付担当者は受け付けた内容を責任者に報告します。
- ②苦情相談窓口で受け付けた内容は、個人情報の取扱いに留意し、相談者に不利益がないよう細心の注意を払って対処します。
- ③対応の結果は相談者にも報告します。

## 8 当指針の閲覧について

当指針は、入居者及び家族がいつでも施設内にて閲覧ができるようにするとともに、ホームページ上に公表します。

## 9 その他

権利擁護及び高齢者虐待防止等のための内部研修のほか、外部研修にも積極的に参加し、入居者の権利擁護とサービスの質の向上を目指すよう努めます。

### 付則

2024年4月1日より施行します。